

ビルマ式社会主義と農業の発展

紙 谷 貢

一、福祉国家への途

「百年の情眼は一夜にして拭い去ることはできないし、一世にわたりわれわれに捺されて来た植民地経済の烙印は、二年間でこれを完全に変えてしまうことはできない。自由ビルマの憲法の下に具体化された経済計画の完全な実現のためには、まずわが国富の種類および範囲の経済的、科学的調査、および技術者の指導なくなく難事業に対する心構えと、生活の物質的条件改善に誠意努力する民衆の態度を作り出すという準備的作業が先行する。そこで、この計画は政府が人的および資源的限度を心にとめて、来るべき二年間に実行可能と考えられる最大

限度の開発を規定する。そして、同様に重要なことだが、計画経済の基盤を設定し、ビルマをして民衆の福祉が国家活動の主因となるような仕組みの国家とする如く規定する。」

建国の父、オン・サン將軍 General Aung San の遺した経済開発二カ年計画——独立直後の一九四八年四月に公表、ただし内乱のために実施されなかった——の序論に、独立後の最初の経済開発計画の意義が、右のように述べられている。社会主義化、そして福祉国家の建設という思想は、独立の闘争の過程で育ち、そして具体化して来たものであり、この経済開発二カ年計画も、一九四七年の制憲会議で起草されたビルマ国憲法第六章に示される国家政策の指導原理を受けて作成されたものである。したがって、この計画の重点は、(1)農地の農民への再配分、(2)放棄された耕地の利用の復元と二毛作化、(3)農産物市場の組織化、(4)林業、基礎工業の国有化、等に向けられた。

また、一九五二年八月に発表した「ピドウタ (Pyidawtha) 計画」は、その名の意味する「大福祉国家」に应わしく、単なる経済計画ではなく、ビルマの社会主義建設を目標とし、併せて社会的環境の改善、地域的不均衡の是正を意図した野望的な福祉計画である。その目標として第一には、外国企業の国有化ならびに社会主義的な制度改革の一層の推進による分配の公平と、国民の生活水準の向上、第二は、経済の多様化、とくに効

率的な農業と発展性のある工業による多様化、近代化によって、植民地の遺産としての第一次産業への過度な依存の是正、そして第三には、後進地帯、とくに辺境地帯の治安維持を意図した地域間の不均衡是正、が挙げられている。

この計画も国際収支の極度の悪化によって、一九五六年には、国際収支バランスの回復に重点をおいた、より控え目な四ヵ年計画へと変更せざるを得なくなったものではあるが、独立以降の一〇ヵ年余りは、独立運動の中核でもあった反ファシスト人民解放連盟(AFPFL)を中心として組織された政府の最大の関心事が、当面の戦災からの復興——諸々の施設の少なくとも半分は破壊されたという——のみならず、広範な自治権を主張する少数民族、国内の左右の政治勢力の協調、対外的には中立外交路線の維持等の困難な問題を抱えながらの社会主義的な改革による新生国家の建設にあった。

しかし、現実には、AFPFLの分裂と共産党の反乱、少数民族各派、とくにカレン族を中心とした独立運動などに対する弾圧と妥協の繰り返しは、当然政策の不統一と治安の悪化を招き、さらに朝鮮動乱以降の市況悪化による外貨収入の激減は、経済的な危機を一層深刻なものにした。したがって、林業関係外国企業の国有化にはじまる大企業の国有化、あるいは土地国有化法の制定など、改革への一歩を踏み出したものの、国内治

安の悪化、急激な国有化による技術者および経営能力の欠如、それに外国資本の引き揚げと外貨の不足は、経済復興に大きな制約となった。たとえば、他の戦災国の何れもが、一九五〇年代の初期に、それぞれの農業生産を戦前水準にまで回復させているのに対し、ビルマのみが、一九六二年に至って漸くその水準を回復したという事実によっても、このことが示されよう。

ウ・ヌー政権下におけるこのような政局の混迷と経済の危機が、ネ・ウィン將軍の率いる軍市政権、革命評議会の登場を促したのであるが、一九六二年三月の政権奪取後のネ・ウィン政権の革命路線は、その「ビルマ式社会主義(Burmese Way to Socialism)」と称する新経済政策が表明するように、資本主義的發展のコースを非とし、経済のすべての分野における国家的所有に立脚した経済の創建にあった。そのために、外国資本の駆逐、農村における封建的要素の根絶、私的資本の制限を徹底することとした。すなわち、革命評議会の採った方向はビルマ国憲法に明記された国家政策の指導原理の強力な推進であり、かつ外国の影響力の排除であって、その意図するところは、制度改革による分配の公平化、民生の安定であって、これは貧困な大衆、とくに農民の間に勢力を浸透させている共産党への対応ともなり、かつ辺境諸少数民族の不満の解消に役立てようとする政治的配慮ともつながるものであった。その限りでは、経

濟發展を指向する政策はどうしても第二義的にならざるを得なかったと言えよう。

注(一) 荒川・矢野編『アジア諸国の経済成長と開発計画

上』(アジア経済研究所、一九六八年)、二〇～二一ページ参照。

(2) 「ビルマ連邦の経済は、公共の福祉増大、人民の物質的条件の改善、その文化水準の高揚、連邦の独立を固め、その防衛能力の強化を目的として計画される」とうたわれている。

(3) 一九六三年四月、ネ・ウィン議長により発表された。

二、革命政府の政策

ビルマ連邦は、その国土の広大さ、また天然資源の賦存の状況において、東南アジア諸国の中で最も恵まれた国である。総面積六七万八〇〇〇平方キロの国土は、地形学的に、西部丘陵 Western Hills、中央平地帯 Central Belt、東部のシャン高原およびテナセリム Shan Plateau and Tanaseirin の南北に走る三つの地域に分かたれる。中央平地帯は、その中央を南に悠々と流れ下るイラワジ河およびその支流のチンドウィン河、およびシタン河によって上流から下流にわたって沈澱が肥沃な土壌を造成し、とくに下流の肥沃な沖積デルタ地帯は、降雨に

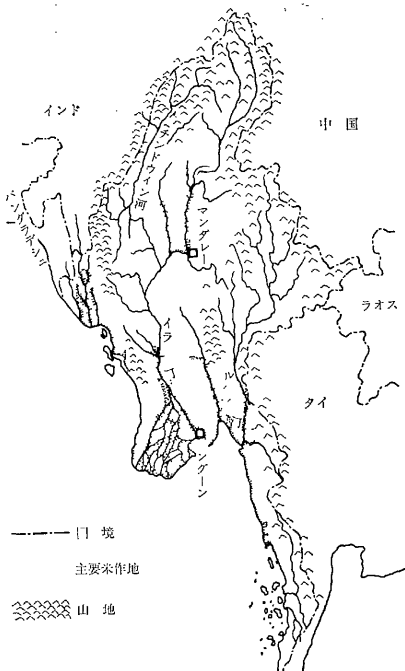
恵まれていることもあって、世界の穀倉地帯の一つに数えられている。西部丘陵地帯を形成するナガ、チン、アラカンなどの辺境の山地には、未だ開発の手が及んでいない豊富な森林資源が、そして東部のシャン高原地帯は、気候が温和な上に未開発の可耕地が多く残され、鉱物資源にも恵まれている。国土の六割をカバーする山林は、世界の供給量の八割を占めるチーク材をはじめとする多くの有用材に富んでいる。鉱物資源についても、インドネシア、ブルネイに次ぐ石油の埋蔵量、世界第五位に位するタングステンの鉱床の存在、さらには各種の非鉄金属、宝石類の産出など、何れも外貨の獲得に多くの期待がかけられている。

このように資源的に恵まれ、しかも人口密度が比較的稀薄な——東南アジア諸国の平均一平方キロ当たり六二人に対し、ビルマの人口密度は四〇人である——この国は、さらに人口増加率においても、公式統計の示す限りでは、二・二% (一九六〇～一九六九年) という東南アジア諸国での最低値をもつという有利さがある。にもかかわらず、一九六八年現在の一人当たり国内総生産は、わずか七〇ドル⁽²⁾で、東南アジア諸国の中の最低であり、かつ一九六〇年代の実質国内総生産の成長率は三・四%で、インド、インドネシアとともに最も停滞的な国に属している。もちろん国家政策の遂行を単に経済成長という基準によつての

かにすることは意味のあることであろう。

革命政權——ネ・ウイン

將軍を議長とする革命評議會の下に構成される政府の正式の呼称を、The Revolutionary Government of the Union of Burma という——の採った政策を特徴づけるものの一つに、その一種の鎖国政策がある。諸外国、とくに東西の強大国から影響力を出来るだけ排除して、厳に中立を維持することに腐心したこと、そして自己反省の上に自から



み判断すべきではないであろう。したがって、このような経済の停滞的傾向を政策の失敗として片付けるわけにはいかない。ただ、経済成長への途が、革命政權によって如何に避けて通られて来たか、つまり経済発展を指向する政策がどうして第二義的にしか考えられなかったかを跡づけて、低成長の要因を明ら

の向上の途を見出だすという努力⁽³⁾の具体的な表現が、この鎖国政策になったものと思われる。外国資本による搾取から脱するための国有化、あるいはビルマ化政策の貫徹のためにもこの政策はある程度必要とされたであろう。また自立という目的のために、出来るだけ自力で物事に対処しようという意気込みの現

われでもあろう。

そして、この政策はいわば低開発国にありがちな *conscious consumption* を抑える効果をもっていたと言える。

「乏しきを憂えず、等しからざるを憂う」という仏教的な哲学がこの背後には存在していると考えられるが、出来るだけ生活水準を低く抑えておこうとする政策的配慮が、外界との接触を遮断するという措置をとらせたと考えられる。ビザの発給の著しい制限という直接的手段だけでなく、新聞、ラジオなどの報道手段が完全にコントロールされているし、七〇人に一台というラジオの普及率の低さや、総人口の規模において大差のないタイにくらべ、新聞発行部数が一〇分の一というような状況が、このような措置を容易にしているとも言えよう。

このような外界との遮断政策は、政治的な側面では成功を収めたと言える。かつては外国資本の勢力下にあった商業活動、金融活動の国有化、ビルマ化の徹底、あるいは新たな外国との資本的側面での接触を断つことに役立った。しかし、逆にこのことは復興のため、さらには新たな発展のために必要な資本の流入、技術の移入をも阻止したことは否めない。また鎖国的政策は、国内における反乱勢力の弾圧のためにも必要な手段でもあった。外部からの滲透を完全に防圧出来なかったにしても、国境における防衛力の強化と、反乱勢力に対する武力による攻

撃の強化は、一九六〇年代の中頃には、めばしい組織的反乱を鎮圧させるまでになった。しかしこれもまた開発に向けられるべき資源の浪費につながっていたことは言うまでもない。

鎖国的政策の一つのねらいが、生活水準の安定的な維持にあったことはさきにも述べたが、同時に現に存在する生活水準の格差の是正も、革命政権の政策目標であった。人間による人間の搾取を、国有化、流通機構の政府の管理による分配の公平化によって達成しようとするかたわら、日常必需品の国内における平等な分配のための積極的な政策がそれである。全国の町 (Township) 段階に配置された People's Shops の運営のために一九六三年に設置された人民販売公社 People's Stores Corporation——これは一九六五年、商品の種類毎に設立された 116 Trade Corporations とその運営に当たつた Trade Council に改組された——がその一例である。

また一九六四年に採られた米の統一小売価格制度も、その積極的な平等化政策の表現である。政府は一九六四年七月、米の小売価格の一〇%の引き下げを発表するとともに、すべての種類の米を、全国如何なる場所においても同一の価格で販売することを明らかにし、米の不足地域には、運賃を国庫の負担において配給することとした。この結果、米の国内消費の急増、とくに輸出向け良質米の消費の増大、したがって輸出可能量の急

速な減少をまねき、さらに国内配給のための著しい財政負担の増大——一九六四／六五年度の国内の米販売に伴う財政上の赤字は七〇〇万チャット——を結果させることとなった。一九六五年にはこの財政の赤字を軽減する措置として、良質米の小売価格を引き上げたが、一般の米の小売価格は以降この水準に据え置かれ、輸出による収益でこの国内販売の赤字を補填するという状態が定着することとなった。このことは、米の輸出可能量の減少と相俟って、価格、とくに米価政策の硬直化の一因ともなっている。

しかればこのような財政負担の増大、価格政策の硬直化の要因となるような統一価格制度 *Unified Rice Price System* の実施のメリットは何であったかというと、ジャン、カヤ、カウスレイ、カチン等の辺境各州、つまり非米作地帯の住民への米の低い価格での配給、すなわち、一種の辺境地域住民への財政補助であった。従来米食がほとんど行なわれていなかったこれから辺境非米作地帯での米の消費は、この措置によって著しく増大したといわれる。この措置は初・中等教育費の国庫負担、医療費の国庫負担の措置とともに、国民の生活水準の改善に大きく役立っているが、とくに辺境地域の住民にとっては大きな恩恵であることは間違いない。それと同時に、この措置によってもたらされた効果としての民族間の不均衡は正、つまり *"racial*

equality” をねらったこの措置の政治的效果は、かつてウ・ヌー首相が政治的妥協として約束した、モン州、アラカン州の自治権拡大などというようなものよりも、遙かに効果的であったと言えよう。この *racial equality* をねらった政策は、単にこのような生活水準における格差は正という面において現われただけではなく、後述するように農業生産に対する投資においても見られるのである。

農業に対する革命政権の政策もまた、基本的には、外国資本の影響力の徹底的排除、分配の公平化、農民の生活水準の向上、そして地域間不均衡の是正という配慮によって貫かれている。すなわち、具体的な措置としての土地国有化とその配分、小作料の廃止と農民の権利保護、農産物の政府買い上げ、農業信用の枠の拡大、トラクターの導入による機械化等が、まず地主階級を排除し、農村における高利貸、とくにインド人金融業者 *Chettyars* の影響を取り除くとともに、食糧不足地域での食糧生産増大に努力を集中するように配慮されたのである。しかしこれらの措置が、必ずしも農業生産の拡大を第一の目標として採られたものでなかったことは、過去一〇年間の農業生産の動向と政策の推移を跡づけることによって明らかにされるであろう。

(注一) 政府の公式統計、国連統計は、ビルマの人口増加率

を二・二%としているが、筆者がそのメンバーの一員であった世界銀行の *Economic Mission* (一九七二年三～四月の間ビルマを訪問調査した) の推計は、人口増加率を二・五ないし二・八%としている。

(2) 国連統計による。米ドル表示による一人当たり要素費用による国内総生産 (U. N., *Statistical Yearbook*, Vol. 22)。

なお一九七〇年の一人当たりGDPは、七八ドルと推定される。

(3) 革命評議会の新しい指導原則 “The Burmese Way to Socialism” の政策の基本原則 (Fundamentals of Our Policy) 61-72% 程度。

三、農業政策と農業の展開

農業がビルマ経済の基幹であることは、いまさら言うまでもないが、人口の八五%が農村に居住し、その大部分が農業によって生計を立てている。第一表に示されるように、国内総生産に対する農林水産業の寄与率は、製造業、電力事業の拡大が著しいにもかかわらず、ほぼ三八%の水準を維持して来ている。

また第二次、第三次産業部門においても、農業関連の活動がそのかなりの部分を占めているし、都市への人口流入の傾向は明らかに看取されるが、反面都市での失業率が増大している⁽¹⁾のを⁽²⁾

見れば、都市あるい非農業部門の労働力吸引的要因はそれほど大きくはなく、むしろ雇用の拡大、そして非農業部門の拡大も、なお農業の振興に大きく依存するものと見なければならぬ。

しかし、一九六〇年代におけるビルマの農業の発展は、雇用の拡大、所得水準の向上に必ずしも望ましい結果をもたらしたとは言えない。第一表の示すところによれば、一九六一/六二年から一九七〇/七一年の九年間に、農林水産業の実質成長率は四・五%を記録し、耕種部門を中心とする農業部門のそれは四・〇%とされている。しかし、この九年間において、一九六一/六二年、一九六五/六六年ならびに一九六六/六七年が不作の年であり、一九六四/六五年、一九七〇/七一年が豊作年であることを考慮すれば、上記の数値が必ずしもビルマ農業の一九六〇年代の趨勢的变化を正しく示すものとは言えない。

したがって、より長期間の観察からこの期間の趨勢をとらえるために、FAOの生産指数の推移を見ることがするが、そこにはほぼ四ないし五年の周期で不作年が現われるような、いわば鋸歯状の上昇線を見ることができる。そこで、その鋸歯状の上昇線に現われるピーク年の対比をすれば、過去一五ヵ年間のビルマの農業の年成長率は、一九五六～六〇年では三・三%、一九六〇～六四では四・一%、一九六四～七〇年では〇・九%を示し、一九六〇～七〇年の一〇年間で二・二%という結果

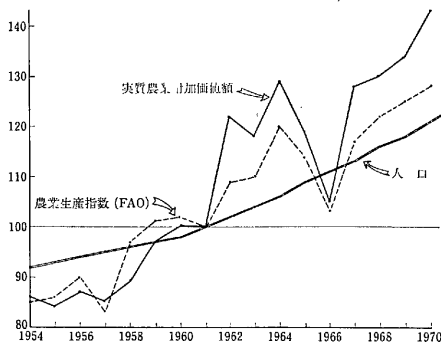
第 1 表 国 内 総 生 産

(単位: 百万キップ 1960/70年不变価格)

	1961/62	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	1966/67	1967/68	1968/69	1969/70	1970/71 暫 定	成長率 (概利, %)	
											1961/62-1964/65-	1970/71
農 業	2,028.0	2,475.8	2,386.9	2,627.1	2,406.4	2,126.3	2,591.6	2,646.5	2,712.8	2,896.5	4.0	1.6
畜産および水産業	434.5	541.0	579.6	581.8	515.6	644.2	695.0	679.4	735.9	803.4	7.1	5.5
林 業	226.4	260.4	238.6	244.0	253.7	252.8	263.2	263.1	261.8	283.0	2.5	2.5
小 計	2,688.9	3,277.2	3,205.1	3,452.9	3,175.7	3,123.3	3,549.8	3,589.0	3,710.5	3,982.9	4.5	2.4
鉱 業	105.1	122.6	99.5	102.7	93.0	87.6	93.6	90.7	102.7	92.4	-1.4	-1.7
製 造 業	818.0	886.2	797.1	935.0	934.3	790.9	992.3	1,011.6	1,071.3	1,228.8	4.6	4.7
建 設 業	151.1	161.3	149.2	153.2	191.1	192.9	203.1	218.4	212.2	203.4	3.4	4.8
電 力 業	35.6	35.7	33.2	31.5	44.8	44.5	48.8	53.1	59.3	62.1	6.3	12.0
運 輸 業	474.7	531.3	522.3	542.5	555.6	539.6	446.1	554.4	624.5	629.1	3.2	2.5
通 信 業	2,255.8	2,508.2	2,221.9	2,553.2	2,216.7	2,118.4	2,396.7	2,452.5	2,536.2	2,709.2	2.0	1.0
商 業	1,238.4	1,282.3	1,257.3	1,400.9	1,514.7	1,305.6	1,466.3	1,631.1	1,621.0	1,648.8	3.2	2.7
そ の 他	7,767.6	8,804.8	8,285.6	9,171.9	8,725.9	8,208.8	9,196.7	9,540.8	9,937.7	10,556.7	3.5	2.4
計												
GDP総額に対する割合 (%)	26.1	28.1	28.8	28.6	27.6	26.3	28.2	27.7	27.4	27.4		
農 業	5.6	6.1	7.0	6.3	5.9	7.8	7.6	7.1	7.4	7.6		
畜産および水産業	2.9	3.0	2.9	2.7	2.9	3.1	2.9	2.8	2.6	2.7		
林 業	34.6	37.2	38.7	37.6	36.4	37.2	38.7	37.6	37.4	37.7		

出所: ビルマ政府提供の資料による.

第1図 農業の成長
(1961=100)



注. 農業付加価値額の1961年以前は1958年価格による実質額、
1961年以降は1969/70年価格による実質額を用いた。

を得る。なお、第一図は実質農業付加価値額（畜産を除く）とFAOの農業生産指数（畜産を含む）の推移、ならびに人口の増加傾向とを対比させたものであるが、概して言えば、一九六〇年代のビルマの農業は、漸く人口増加のペースについて行け

た、と言ってよいであろう。

このように、一九六〇年代のビルマの農業は、ほぼ人口の増加に見合う拡大をして来たのであるが、その前半と後半において、やや異なった動きをしていることを指摘しなければならぬ。第一図、あるいは第一表から容易に読み取れるところであるが、一九六四／六五年に至る一九六〇年代前半は、かなり速やかな成長を記録しているが、後半はむしろ停滞的とさえ言えることが第一である。また第二には、前半の成長がもたらした穀作——主として稲作——の伸長に由来し、後半の停滞は、農業の多様化への努力にもかかわらず、商品作物生産の伸長が、稲作の停滞を補い切れない状況を示すもの、と見られることである。第二表はこの事情を明らかに物語っている。一九六四／六五年に至る三カ年間のビルマの農業の拡大は、明らかに米に依存し、一九七〇／七一年に至る三カ年間は、稲作はほぼ作付面積の拡大を停止し、それに代わって油料種子、果樹、野菜等の拡大が目立って来ている。しかし、稲作の停滞が農業生産全体の拡大にブレーキをかけていることは明らかで、ピドータ計画、あるいはそれ以前から唱導されて来た農業の多様化、作付の転換は、漸くその緒に就きはじめたにすぎないのである。

ところで、ビルマは一九六三年まで、長い間世界最大の米輸出国としての地位を保って来た。しかし、生産の拡大傾向とは

第2表 作付パターンの変化
—1960年代前半と後半の比較—

	1961/62 (A)	1964/65 (B)	B-A	1967/68 (C)	1970/71 (D)	D-C
作 付 面 積 (千ヘクタール)						
穀 類	12,191	13,737	1,546	13,462	13,361	- 101
うち 米	11,359	12,624	1,265	12,193	12,294	101
豆 類	1,384	1,609	225	1,616	1,576	- 40
油 料 種 子	2,933	3,311	378	3,326	4,271	945
織 維 作 物	494	681	187	623	589	- 34
工 芸 作 物	449	728	279	675	752	77
そ の 他	1,562	1,583	21	1,665	1,789	124
計	19,013	21,649	2,636	21,367	22,338	971
生 産 額 (百万チャット)						
穀 類	1,083	1,390	307	1,469	1,531	62
うち 米	1,050	1,313	263	1,372	1,440	68
豆 類	97	90	- 7	117	120	3
油 料 種 子	282	265	- 17	701	684	- 17
織 維 作 物	21	59	35	61	65	4
工 芸 作 物	182	232	50	317	303	- 14
そ の 他	504	499	- 5	655	782	127
計	2,169	2,529	360	3,319	3,485	166

出所: Report to the People.

逆に、その輸出量は一九六〇年をピークとして年々減少して来たのである。第三表にみるように、農産物、なかんずく米の輸出を外貨収入の最大の源泉とするビルマにとっては、このことはきわめて重大な問題であるが、農業生産の拡大あるいは効率化そして輸出の増大を常に謳いながら、実質的な、あるいは効果的な農業生産の拡大、そして輸出の増大につながる施策が行なわれなかったことの現われとして理解しなければならぬだろう。

革命政権の政策が、分配の公平、生活水準の安定化、地域間不均衡の是正、あるいは racial equality に重点を置いた施策であったことはすでに述べたが、農業の上記のような展開の仕方、そのような政策の然らしめるところであったと言ふべきであろう。すなわち、農業政策はその農業生産の効率化、拡大ではなくして、逆に自給生産の枠内に押しとどめる如く作用したと見られるのである。

第3表 農産物の輸出

	1961/62	1966/67	1970/71
輸出総額 (百万チャット)	1,272	672	579
うち農産物輸出 ¹⁾	1,189	616	525
総額に占める割合(%)	93.5	91.7	90.7
主要農産物輸出			
輸出額 ¹⁾ (百万チャット)			
米	852	375	236
チーク	125	125	137
豆類	60	50	41
動物飼料	76	38	33
輸出量 ¹⁾ (千トン)			
米	1,831	649	749
チーク	119	100	122
豆類	108	89	59
動物飼料	245	124	129

注. 1) は農林水産物。

出所: ビルマ政府提供の資料による。

まず革命政権にとって最も重要な農業政策の一つである土地国有化ならびに小作法が、その素地を作ったと言えよう。一九四八年の土地国有化法および一九五三年の第二次土地国有化法によって、五〇エーカーの保有限度を越える農地の買取と農民への再配分が規定され、また一九五〇年の小作法は小作料の最高限度を定めた。この農地改革の試みは必ずしも効果的に実施されたとは言いが、独立の闘争の過程、あるいは戦國的な

ビルマ共産党などの農村での活動によって、チェティアの本国への引き揚げ、あるいは事実上の農地の再配分は進行した。しかし、革命評議会ネ・ウィン議長が、一九六五年の小作法の改正に当たって述べたように、一九六〇年代の初期には、なお全国に三五万の地主が存在し、また、一九五〇年代の初期に農民の必要とする資金の六分の五を賄っていたと言われる高利貸金融も、依然としてその活動を続けていた。したがって、一九六三年の小作法ならびに農民権利保護法とによって、地主による小作農の選択を禁止、かつ農民の土地、家屋等の資産を抵当にすることを禁ずるなどの措置が採られ、ついで一九六五年の改正小作法によって、小作料の支払いを全面的に廃止することとした。

このような措置は明らかに小農民を保護し社会的な公正を実現するために有意義ではあったが、「人間による人間の搾取」を徹底的に排除することを目途としたところの雇用労働（臨時雇いを除く）の禁止、したがって耕地の規模は家族労働力の大きさによって規制されるという原則、あるいはかつての農業労働者への耕地の割り当てなどは、むしろ自給的零細農の増大を結果するだけであって、農民自らの手による農業への投資を誘うような効果は、この一連の改革の中から直接には生まれて来なかったと言えよう。第四表に示めされる事実、すなわち、

第4表 保有規模別農家数

	1961/62		1969/70		1961/62~69/70 の間の変化	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
～10エーカー	2,338.0	8,381.1	3,760.5	13,142.3	1,422.5	4,761.2
10～20	353.5	4,676.8	451.4	6,383.0	97.6	1,706.2
20～50	88.9	2,396.8	116.9	3,259.3	28.0	862.5
50～100	4.7	288.4	2.4	200.3	2.3	88.1
100～	0.5	104.3	0.2	102.7	0.3	1.6
計	2,785.6	15,847.4	4,331.4	23,087.6	1,545.8	7,240.2

出所: Report to the People.

一九六九/七〇年

零細化を物語るものである。

一八六

現在の農家数四三
三万のうちの四割
近くは、この一〇
年の間に新たに農
家となった新設農
家であり、その大
部分が一〇エーカ
ー未満の耕地をも
つにすぎないこと、
また五〇エーカー
以上の農家の数が、
同じ期間に半減し
ていること、そし
て一戸当たり平均
耕地規模が五・七
エーカーから五・
三エーカーに落ち
ていることなどは、
自給的経営の枠内
での経営の一層の

ビルマの社会主義的政策の一つの柱として、農産物流通にお
ける国家の介入、すなわち Trade Corporation No. 1 による
主要農産物の買入と販売、そして Trade Corporation No. 22
による貿易の独占を挙げることができる。現在、農産物の生産
額の約六〇%に当たる農産物が、Trade Corporation No. 1
の買い上げの対象となっているが、国家の流通市場へのほぼ全
面的の介入が、農民あるいは農村社会の伝統的な価値体系と相
容れない面をもっているように思われることが、この場合一つ
の問題点と考えられる。何故ならば、経済の凡ゆる面で国有化
が進んでいる中で、農業だけが例外的に民間部門に全面的に委
ねられている理由が、その伝統的な価値体系の尊重にあるとす
るならば、農産物流通組織の急激な変革は、いささかこれと矛
盾するところがあると言わなければならない。事実、一九六三年か
ら六四年にかけての、ほとんどすべての農産物流通の急激な国
家管理に対して、農民は必ずしもそれを快しとしなかったし、
また国営機関の能率の悪さ、価格政策の硬直性が加わって、生
産および流通量の減退を招来したのである。

一九六一年までは、State Agricultural Marketing Board
(SAMB)——一九四六年、英国政府によって、主として米の
集荷および輸出のために設立された——が農民から穀を直接買

い上げ、精米業者に委託して精米した米を輸出していた。しかし政府は米の集荷および輸出業務の能率を高めるために、精米業者に直接生産者から穀を買い入れ、かつ S A M B に一定のプレミアムを支払う条件で、直接輸出することを認めた。この結果、業者はしばしば政府の買上価格を上回る価格で穀を買い集め、また政府の買上価格の引き上げ（一九六一年一月）もあって、米の生産を刺激し、精米業者を通ずる米の流通量は急増した（第五表）。

しかし、一九六三年二月、現在の革命政権によって、S A M B が改組され、The Union of Burma Agricultural Marketing Board (U B A M B) が、米の輸出業務を完全に独占した。さらに一九六三年一〇月から一九六四年にかけて、ほとんどすべての農産物の国の内外における取引について、国の機関による管理が発表された。上記の U B A M B は、米、とうもろこし、タピオカ、落花生、うま、豆類等について、また Industrial Development Corporation は砂糖、Agricultural and Rural Development Corporation (A R D C) は、バージンニアタバコ、ジュート、カボック、綿 (Mahlaing 5/6 種および長纖維種)、協同組合供給者 (Ministry of Cooperative and Supply) は小麦および綿 (Wagyi 種および Wagale 種) を、それぞれ独占することとなった。とくに米については、買上価

格の引き上げ、集荷センターの増設、代金の即金支払い、あるいは代金前払制度の導入などによって、米の集荷の促進を図ったが、反乱勢力による集荷の妨害などによって、必ずしも円滑に集荷が行なわれたとは言い難い。

第五表の米の政府買上量の推移は、この辺の事情を物語る。すなわち、一九六三／六四年は集荷量は増大しているが、一九六四／六五年は豊作であるにもかかわらず、政府買上量は増加せず、生産者の手持量の急増が目立つ。そして一九六五／六六年、一九六六／六七年の連続二カ年の不作に際しては、政府買上量は急速に減じながら、生産者の手持量は増加傾向を示している。明らかにこの動きは、農民が激激な流通機構の改変に、消極的ではあるが抵抗の姿勢を示したものと解されるし、公的ルートを通じない農産物の販売、すなわち闇市場の拡大、あるいは密輸の利益が、生産者を誘う結果となった。一九六五年一〇月の Trade Council の設立、三十三の Trade Corporations の設置は、民間部門による流通への一層の制限強化と、取引の能率化を意図したもので、従来 U B A M B で扱っていた農産物や、A R D C 等で扱っていた農産物の国内取引は、Trade Corporation No. 1 に引きつがれ、外国貿易に関する部分は Trade Corporation No. 22 の所掌するところとなったし、さらに、民間業者の取扱ひ品目は一層限定され、わずかに鮮魚、

第5表 米の生産と利用

(単位: 千トン)

	1959/ 60	1960/ 61	1961/ 62	1962/ 63	1963/ 64	1964/ 65	1965/ 66	1966/ 67	1967/ 68	1968/ 69	1969/ 70	1970/ 71
1. 穀生産量	6,771	6,713	6,726	7,544	7,660	8,373	7,028	6,532	7,647	7,896	7,859	8,033
2. 種子減耗等	371	392	404	433	438	447	437	406	433	444	434	441
3. 穀純生産量 (1-2)	6,400	6,321	6,322	7,111	7,222	7,926	6,591	6,126	7,214	7,452	7,425	7,592
4. 穀生産量白米換算	4,040	4,004	3,971	4,473	4,537	4,854	4,428	3,828	4,536	4,663	4,638	4,792
5. 政府の買入	1,978	1,596	1,994	2,300	2,523	2,528	2,042	1,339	1,410	1,849	1,873	1,861
穀買入量の白米換算	1,138	462	454	572	2,523	2,528	2,042	1,339	1,410	1,849	1,873	1,861
精米所よりの米の買入	840	1,134	1,540	1,728	—	—	—	—	—	—	—	—
6. 米の政府買入	—	—	—	—	—	1,094	963	944	861	1,062	1,184	1,183
7. 米輸出可能量 (5-6)	1,978	1,596	1,994	2,300	2,523	1,430	1,079	395	549	787	689	678
8. 米の輸出	2,110	1,541	1,842	1,621	1,516	1,309	1,115	649	347	364	666	749
9. 政府在庫の増減および不 合 (7-8)	— 132	55	152	679	1,007	125	— 36	— 254	202	423	23	— 71
10. 生産者手持量 (4-5)	2,062	2,408	1,977	2,173	2,014	2,326	2,386	2,489	3,126	2,814	2,765	2,931
11. 国内消費量 (4-8-9)	2,062	2,408	1,977	2,173	2,014	3,420	3,349	3,433	3,987	3,876	3,949	4,114
12. トン当たり平均価格 (チャット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入価格 (白米換算)	—	—	—	—	—	247	244	231	286	319	285	285
国内販売価格	—	—	—	—	—	286	362	309	358	351	352	340
輸出価格	396	431	463	484	502	493	505	578	686	646	443	372

注: 1) 1963/64以前にもUBAMBによる端端期の米の放出があったが不明。
出所: ビルマ政府提供の資料による。

肉類、果実、野菜、手工芸品、菓子類に限られてしまった。

とくに生産者の生産意欲を抑え、政府に対する販売を消極的にさせたものは、政府の買上価格の低さであった。第六表に一部の農産物の生産者価格の推移を示したが、たとえば落花生、ごま、GRAMのような商品作物の買入価格が、統制以前に実現した価格水準より低く定められたことは、明らかにその生産増大にとって阻止条件となつて働いたとみることが出来るし、一九六五年のこれらの作物を含む三二品目の統制解除によつて、これら商品作物の価格が一気に上昇し、それにつれて生産の増大を結果したことは（第七表）、農業の多様化を目標とする観点からは、むしろこの国家による流通の独占がdisincentiveとして働いたことを示すと言えよう。

同様のことは米についても言える。革命政権による穀の政府買上価格の改訂は、一九六三年一〇月、一九六六年一月、一九六七年一〇月の三回を数えることが出来るが、とくに一九六六年および一九六七年のそれは、二年連続の不作のために集荷が思うにまかせない状況に対応するもので、一九六六年には早期に政府に売渡した生産者には高い価格を支払うように、期別の米価を設定している。また一九六七年には、さらに協同組合等に集荷を委託する方法などを採用しているが、不作による流通量の減少は、闇価格の高騰を招き、政府のいろいろな施策に

第6表 主要作物の収穫期生産者価格

(単位：トン当たりチャット)

	穀	落花生	ごま	砂糖きび	綿 (長繊維)	ジュート	GRAM
1958/59	139	606	922	40	—	622	327
1959/60	139	661	770	30	—	828	342
1960/61	139	641	874	30	—	828	439
1961/62	146	628	836	35	—	828	483
1962/63	146	527	813	35	964	828	367
1963/64	151~161	538	830	35	964	778	260
1964/65	151~161	538	830	35	964	778	260
1965/66	151~161	538	830	35	964	778	260
1966/67	161~170	804	1,866	35	964	778	337
1967/68	174~184	1,434	1,663	35	964	778	582
1968/69	174~184	—	—	35	964	778	—
1969/70	174~184	731	2,245	35	964	778	768
1970/71	174~184	496	1,725	40	1,677	778	700

出所：ビルマ政府提供の資料による。

第7表 主 産 作 物 の 生 産

作付面積 (千エーカー)	1961/62	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	1966/67	1967/68	1968/69	1969/70	1970/71
穀	11,359	11,953	12,475	12,624	12,391	12,328	12,193	12,402	12,243	12,294
豆	1,384	1,710	1,885	1,609	1,707	1,768	1,616	1,751	1,731	1,576
落 花	1,396	1,536	1,490	1,332	1,315	1,132	1,259	1,510	1,510	1,735
こ	1,530	1,570	1,610	1,960	1,998	1,910	2,050	2,037	2,257	2,510
ジュ	24	53	54	53	72	69	87	99	104	116
綿	469	551	674	616	567	487	526	389	362	466
砂糖	95	117	98	120	143	155	146	162	201	237
タバ	113	124	142	129	118	140	157	145	131	137
コ	155	184	207	213	215	216	219	220	219	217
生産量 (千トン)										
穀	6,726	7,544	7,660	8,373	7,028	6,532	7,647	7,896	7,859	8,033
豆	260	330	339	281	287	259	264	315	269	285
落 花	387	425	332	338	283	273	365	392	437	521
こ	75	84	53	99	57	56	106	82	100	130
ジュ	6	11	12	10	15	13	22	21	22	28
綿	21	54	53	68	45	42	48	32	34	42
砂糖	1,072	1,272	1,097	1,067	1,425	1,557	1,423	1,287	1,291	1,414
タバ	48	58	54	57	52	60	67	56	52	54
コ	5	14	13	13	12	11	12	12	13	13

出所: Report to the People.

もかわらず、より有利な条件で米を販売しようとする農家は、その手持量を逆に増加させたのである。

一九六七年一〇月に決定された粃の政府買入価格は第六表に示すように、トン当たり一七四ないし一八四チャットであったが、当時の闇米の小売価格は、パイ(Pai)当たり四・五チャットで、これを粃に換算すると、トン当たり一三三〇チャットで、政府買上価格の七倍以上の高値であった。したがって、農民が価格の騰貴を期待して売り惜しみをするのは当然の成り行きであったと言える。

これに対して、政府が大幅な買入価格の引き上げを行なうことはかなり困難であったと考えられる。それは、国民全般の生活費を出来るだけ低く抑えておこうという政策の建て前からも、米価の上昇には抵抗があったと考えられる。現に米の小売価格は、一九六四年以来一パイ当たり〇・六五チャットの水準に据え置かれたままであり、そのために米の国内販売による財政赤字は、生産者価格の上昇によってますます増大して来た。もちろんこの赤字は輸出差益によって補填されて来たものではあるが、政府の買上量の減少による輸出の急激な減退は、輸出価格の上昇という有利な条件にもかかわらず、米による貿易の収益を減少させ、したがって米の国内販売による赤字を出来るだけ抑える努力をせざるを得なくして来たのである。

なお一九六八／六九年以降、政府買上価格は一九六七年一〇月と同じ水準に固定され、かつ時期別格差が廃止されたが、米の政府買入量は一九六七／六八年にくらべ約三割ほど上回る一八五万トン前後(精米換算)に落ち着いている。しかし、生産者の手持量の増加は、国内消費量の増加以上の勢いをもって増えており、反面、政府の国内販売量は漸減の傾向にある。これらは生産者が公式の販売ルート以外のルートによって販売する量が増大していることを想像させるに充分であって、農民が政府の価格政策に満足していないことを物語るものであろう。

このような米の政府買入価格水準が、米の生産増大に必ずしもインセンティブとしては働いていないということは、最近の数年のIMFの年次協議において指摘されつつづけている事柄である。しかし、ビルマとしては、その政策の指導原則の建て前もさることながら、それなりの理由があつて米の買入価格を据え置いているものと思われる。それについて考えられる理由の幾つかを挙げてみると、第一は、雨季の稲作を主軸とするビルマの農業において、農民にとって稲に代わるべき作物がないに等しいこと、すなわち彼等にとって作物選択の余地がないわけで、そこには作物間の相対価格という配慮を必要としない。第二は、現在の粃の買入価格は、最近の米の輸出価格に比し、必ずしも低いとは言ひ切れない(第五表参照)。とくに、一九

七〇/七一年の米の平均輸出価格トン当たり三七二チャットは、米の輸出コスト四二九チャットを下回ってしまい、米の輸出差益による国内販売の赤字補填が不可能な状態になっている。第三には、一九七〇/七一年の米の生産費調査によれば、デルタ地帯の粳米平均生産費は、エーカー当たり一一・一二チャットで、もしエーカー当たり三二バスケット（粳一バスケットは四六ポンド）の全国平均の収量水準以上であれば、粳の買入価格はその生産費を賄うに充分である。

これらの点から見れば、必ずしも米の買入価格の引き上げを必要としないようにみえるが、最近次第に顕著になって来た肥料の投入増加、農薬の使用などを考えると、農民にとっては政府買入価格は年々不利になって来ていると受け取られるのは当然である。しかし、従来と同じように、自給的な生産、あるいは国内消費の増加を賄えば事足りるというのであれば、水稻作付面積の二〇%程度にしか肥料を施用していないような技術水準を強いて改める必要はなく、したがって買入価格の引き上げも問題とならないであろうが、稲作の生産性を改善し、農業の多様化を実現するには、価格の引き上げ、あるいは Village Banks を通ずる融資の限度の引き上げは当然必要とされるであろう。

硬直的な価格政策については、以上の程度にとどめ、農業に

第8表 農業に対する公共投資の推移

	公共投資 ¹⁾ 総 額	農 業 公 共 投 資					
		総 額 ²⁾ 百万チャット	公共投資 総額に 対する 割合 %	(内 訳)			
				灌 漑	土地開発	機械化	肥料および 作物関係
	百万チャット	百万チャット	%	%	%	%	%
1961/62	305.9	21.6	7.1	25.5	67.5	0.4	5.3
1963/64	465.6	47.3	10.1	36.5	44.3	12.8	1.6
1965/66	557.6	97.3	17.4	58.0	8.7	23.6	5.0
1967/68	593.8	70.0	11.8	34.5	12.3	40.1	7.1
1969/70	735.3	59.4	8.1	58.6	10.0	13.6	10.3
1970/71	821.1	51.5	6.3	66.7	11.3	7.0	10.7

注. 1) 革命評議会、各省、各庁、委員会等の資本支出額。

2) 農林省および農業農村開発公社 (ARDC) の資本支出額。

出所: ビルマ政府提供の資料による。

対する投資の推移について一瞥しよう。第八表は一九六〇年代における国の財政投資の中の農業のウエイト、ならびに農業部門内での投資配分の推移を示すものである。この表によれば、一九六五/六六年までは、農業に対する財政投資

の比重は増大しつつ来て来た。そしてその中で当初は荒地地の復旧を中心とした開拓と、役畜の不足を補い、土地の効率的利用を図るためのトラクター導入に重点がおかれ、一九六四／五年以降は灌漑にその重点が移ったことが示されている。当初の開拓への投資は主としてデルタ地帯の洪水防禦と耕地の復旧であって、これは米の生産を出来るだけ速やかに戦前水準に復帰させるための措置で、戦争によって半減したといわれる役畜の不足を補うトラクターの導入も、同様な目的をもっている。

米の単位面積当たり収量は、一九五〇年代の末期にほぼ戦前水準に回復したが、作付面積は一九六四／六五年にはじめて戦前水準を越えたのである。したがって一九六四／六五年をもってビルマ農業の戦前水準回復の年とすることができ、この戦前水準への復帰の年以降、新しい発展のための投資の対象として灌漑が大きく浮かび上がって来たと言えよう。

一九六〇年代の初期、灌漑耕地率わずか七%というビルマの農業、とくに上ビルマ(Upper Burma)の乾燥地帯での灌漑は、その発展のために不可欠のものである。しかし、この灌漑投資についてビルマ政府の採った方針は、まさに時を同じくして採られた米の統一価格制度と同様、racial equalityのための政治的配慮によったものと言わざるを得ない。第九表に示されるように、一九六一／六二年から一九六六／六七年に至る間の灌

第9表 地域別灌漑耕地面積

(単位:千エーカー)

	中上ビルマ ¹⁾	下ビルマ ²⁾	その他	合計
1961/62	1,274	70	63	1,407
1966/67	1,404	161	506	2,071
1970/71	1,527	220	584	2,331
増加				
1961/62~66/67	130	91	443	664
1966/67~70/71	123	59	78	260

注. 1) Chindwin, Sagaing, Mandalay, Magwe Division.

2) Pegu, Rangoon, Tenasserim, Irrawaddy, Arakan Division.

出所: Report to the People.

漑耕地面積の増加約六六万エーカーは、最もその需要の多い中部上ビルマを対象としているのではなく、人口稀薄な、非稲作地帯であるシャン、カヤ等の辺境諸州に、全体の六七%が集中している、という事実がこれを物語る。

もちろん、これらの辺境諸州への灌漑投資が全く無駄であったとは言えない。しかし、そこに住む農民の大部分は稲作の経験も、また集約的

な土地利用の知識も持ち合わせていないが故に、積極的に水を利用して農業の拡大を図るといような態度ではない。現に灌漑による計画受益面積の六〇七割程度が灌漑されるにとどまっているところや、水量が充分あるにもかかわらず乾季には何も作付しないところがかかり見られることは、乏しい資源の配分の方法としては、必ずしも望ましい姿ではないであろう。

しかし、一九六〇年代後半の灌漑投資は、主として中部上ビルマに向けられ、この地域での作付集約度は、一九六四/六五年の一一八%から、一九七〇/七一年には一二四%へと上昇し、稲作でも最近導入された高収量品種の利用も進んでいる。このように最近の灌漑投資は、それを最も必要とする中部上ビルマを中心として推進され、土地利用の効率を高め、農業の多様化の先駆となって来ているが、辺境諸州、とくにシャン州、カヤ州などでの、一九六〇年代前半の灌漑投資は、新しい技術、すなわち高収量新品種を中核とし、肥料の多投を不可欠とするような技術に対応した政策的变化を、円滑に受け容れる素地を作ったものとも言えよう。第八表に示されるような肥料および作物に関するプロジェクトへの投資の増大は、一つの政策変化の現われと言えるものであって、ビルマの農業も漸く *stabilized expansion* から離脱する方向に向かって来たと言えるであろう。

注(一) 一九七一年現在のラングーン市の人口は、一九二万

七〇〇〇人で、一九六七年当時の一六七万九〇〇〇人にくらべると、四年間に約一五%、年率にして三・五%の増加を記録している (*Working People's Daily*, October 20, 1971)。

(2) 一九六九年当時、都市における失業率は六%と推定されているが、一九五三/五四年のセンサスによれば、失業率は三ないし四%であった。

国際通貨基金 (IMF) のビルマ政府との年次協議資料による。

(3) 一九六四/六五年が著しく気象条件に恵まれた大豊作の年であったことと、次第に回復しつつあった治安状況が、統計の把握度を改善させて来たことも、このような高い伸び率の要因とすべきであろう。

(4) ネ・ウインの "The Burmese Way to Socialism" の当面の目標が、人による人の搾取という社会悪を無くすことである。

(5) 一九四〇/四一年の平均収量は、エーカー当たり二九バスケツトであったが、一九五八/五九年には、すでに三二バスケツトを記録している。

四、政策転換の兆し

ビルマでは目下第一次四ヵ年計画 (一九七一/七二年〜一九七四/七五年) が実施されている。これは革命政権としては正

式に実施に移された初めての経済計画である。一九四八年の二カ年計画以来、いくつかの経済計画が立てられたが、何れも外貨不足、政治的混乱などのためにほとんど実施されなかった。一九六〇年代、すなわち革命政権になってからも、何回か計画は準備されたが、何れも公表にまでも行かなかった。しかし、現行の四カ年計画が日の目を見るに至ったのには、それなりの理由は考えられる。まず第一に、政治的安定度が著しく改善され、独立以来の懸案であった諸民族の大同団結 Unity がほぼ実現したとみられることである。これは言うまでもなく、大衆の福祉、というよりも分配の公正と平等、生活水準の安定を優先した諸施策が大きく貢献していると見られる。もちろん、未だに共産党のゲリラ活動が続き、また国外に亡命したウ・ヌー派の策動は、ネ・ウィン政権を揺さぶってはいるが、最近、ネ・ウィン議長以下革命評議会のメンバーが軍籍を離れ、一九六三年以来停止されている憲法に代わる新憲法の草案が討議され、民政移行への姿勢が示されているのは、現政権の政治的安定性への自信の表現とみてよいであろう。

このような自信はまた行政力の強化ともつながっている。中央治安行政委員会 Central Security and Administrative Committee (SAC) を頂点とし、地方行政の各段階にある地方の SAC を通ずる警察および行政組織は、軍人である各段階

の SAC の長によって軍を代表し、かつそれ自体がビルマ唯一の合法政党であるビルマ社会主義計画党 the Burma Socialist Program Party (BSP) の下部組織となっている。したがって中央の政策の地方への浸透は容易であり、大衆の組織化もまた比較的やり易くなっている。とくに、一九六九年に組織された農民評議会 People's Peasants Council (PPC) は、農民を代表する機関ではあるが、その中央本部は農政当局と表裏一体となり、またその下部組織——村や町の PPC——は、技術の普及について政府の普及員を援け、また施策の浸透のために農民を説得し、必要に応じては彼等を組織動員する。

現行の四カ年計画が従来の机上プランに終わった計画と最も異なる点は、その実施において、この行政の組織を有効に活かし、大衆の計画への参加の途を拓いた点にある。四カ年計画は経済開発計画としては必ずしも優れたものではない。充分な経済分析の裏付けがなかったり、目標を示しながらその目標に到達すべき具体的な計画の説明が欠けていたり、資金の分配の大枠は定められているが、資金の調達についての計画が不明確であったり、といった、一見奇妙な計画であるとさえ言えよう。しかし、具体的な実施の計画は、年々の財政規模、外資の状況に応じて、現実的な年次計画を作成して行くとし、そのために、中央ならびに地方の末端にまで経済計画実施委員会 Economic

Plan Implementation Committee (E.P.I.C.) を設け、E.P.I.C. によって計画の調整あるいは目標達成のための割当て、たとえば作付の割当てを行なうなどの機能を果たさせている。この E.P.I.C. は、S.A.C. を中核に、P.P.C.、P.W.C. (People's Workers Council)、ならびに協同組合、農地委員会 (Land Committee) の代表者を以て構成する。

この四ヵ年計画は、計画期間中の G.D.P. の伸びを一九%、年率にして四・六%、一人当たり G.D.P. の伸び率二%という、やや控え目な計画である。しかし、この計画が、すでに社会主義的な制度改革によって著しく拡大された公共部門の役割に大きく期待するとともに、農業部門での生産拡大と輸出の振興を第一に優先し、その拡大を基礎に消費財工業の振興と輸入代替を謳い、はじめて農業の発展と輸出の振興を明確にしたことは、きわめて重要な点である。この計画の農業（耕種部門）の生産拡大の目標は、計画期間中に一六%の増産を図ることに置かれ、灌漑による二期作の拡大、そして適地を選んだ作付の多様化と生産力の上昇が望まれている。そして多様化にはとくに国内の工業あるいは畜産の需要に応ずるような原材料、飼料の生産の計画化が目論まれており、いわゆる計画作物 (Planned crops)、たとえば繊維工業の原材料である綿花、輸出向けのジュート、砂糖自給を目標としての甘蔗などの作物の作付計画は、上記の

E.P.I.C. によって作付の割当てを行ない、P.P.C. がその達成に協力し、必要な資材と資金の援助が政府機関によって提供されることとなっている。

このように、かなり意欲的に農業生産のパターンに変化を与え、かつ輸出の振興を正面に出すようになったのは、過去一〇年間の施策の成果としての国内の安定化と、大衆の動員、組織化に自信が出て来たことによることはすでに述べたとおりであるが、経済的な背景として次の諸点を考える必要がある。第一は、一九六四年の米の統一価格制度あるいは塩、砂糖、コンデンスミルクの配給などを通じて、全般的に消費水準が向上し、とくに辺境地域の住民の米の消費量がこの一〇年間に三〜四割も増えたこと、そして一定量の米の集荷がほぼ確保できる態勢になった半面、米の輸出市場の将来が必ずしも明るくないことなどである。つまり積極的に他の商品作物の導入による土地利用の高度化と、米依存度の軽減の必要が生じたことである。

第二は、消費水準の向上の一つの表現として、繊維類への需要増大があり、これは綿布のみならず化学繊維の需要の増大として現われている。しかし外貨不足のため繊維の輸入は五年前の水準以下に低下し、五年前まで輸出に向けられた綿花は、逆に輸入を必要とするようになり、繊維工業の振興（日本・西ドイツの援助による工場増設）とともに、急ぎ原材料の国内での

第10表 第1次4ヵ年計画の投資配分
(1971/72~1974/75)

	投資額	割合	
		百万チャット	%
総額		3,933.9	100.0
農業		330.4	8.4
灌漑		211.4	5.4
作物計画		45.4	1.1
土地開発		31.0	0.8
機械化		13.0	0.3
研究		11.3	0.3
その他		18.4	0.5
畜産・水産業		18.5	0.5
林業		120.0	3.1

出所：ビルマ政府提供の資料による。

確保の必要に迫られて来ていること、そしてこの他種々の商品作物、ジュート、落花生、豆類、それに畜産によって農家の所得水準の向上を意図していることである。

第三には、このような農業の多様化、具体的には二期作の導入を可能にして来たのが、積極的な灌漑投資と、最近の高収量品種を中核とした新しい技術の導入である。現行の四ヵ年計画では、その総投資の八・四％を農業に割り当てており、農業の中では灌漑計画に六三％、作物に関するプロジェクトに一四％を投ずることとしているが(第一〇表)、中部上ビルマでの最近の作付集約度の上昇に示されるように、すでに灌漑投資の効果

は現われて来ている。それ最近には高収量新品種のあり程度の普及、肥料の増投——一九六五年頃

には、稲に対する施肥は作付面積の三％程度に限られていたと推定されるが、一九七〇年には二〇％にまで拡がっていると思われる——などによって、米の生産拡大が主として土地生産力の上昇に主導されるようになって来たこと(第一二表参照)、それにデルタのようにIR系の新品種の不向きな地帯に適合した新しい高収量品種グエトウ、*Waseason* (第一二表)の育種の成功は、デルタでの土地利用の変化、たとえばジュートの導入の可能性を増加させたと言えよう。

現行四ヵ年計画における投資率は、過去五ヵ年の実績一二％から、一五ないし二〇％への飛躍が予想されている。これも政策転換の一つの表現であろうが、同時に農業部門での生産拡大の可能性を基礎にした拡大政策、成長指向型の政策への自信の現われであろう。しかし、現実の外貨不足、しばしば経済計画の破綻の要因となった外貨の不足は、容易に解決出来るものでもない。したがって今後外資の導入の必要性は増大するであろうが、そこにはまた異なった困難な問題がある。そこで当面要請されるものは、投資に対して早期に果実を得られるような輸出振興のためのプロジェクトであろう。パーツの輸入を促進して現存の機械の稼働率を高めることによって生産の拡大そして輸出の増加の可能な林業とか、ポンプの導入による *Neeray* *risoon* のジュート栽培の拡大などが、そのようなプロジェクト

第11表 米の生産と投入の変化

	作付面積	生産量 (籾)	収穫面積1 エーカー当 たり収量	1 エーカー 当たり施肥 量	高収量新品 種の作付面 積 ¹⁾
	千エーカー	千トン	バスケット	kg	千エーカー
1961/62	11,359	6,726	31.6	1.48	—
1965/66	12,391	7,028	32.2	1.59	—
1968/69	12,402	7,896	32.7	2.15	412
1970/71	12,294	8,033	32.9	2.55	512

注. 1) Yagyaw I (IR-8), Yagyaw II (IR-5), C4-63, Ngwetoe を含む。

第12表 高収量新品種の普及状況

	Yagyaw I (IR-8)	Yagyaw II (IR-5)	C4-63	Ngwetoe	計
作付面積 (千エーカー)					
1967/68	8	—	—	—	8
1968/69	412	—	—	—	412
1969/70	319	12	—	24	355
1970/71	—	427	43	42	512
生産量 (千トン)					
1967/68	10	—	—	—	10
1968/69	502	—	—	—	502
1969/70	358	16	—	22	396
1970/71	—	465	32	38	535

注. Ngwetoe は Hmawbi の農業試験場で育成された改良品種。平均収量は農家の圃場で47バスケットで Yagyaw II の56バスケットより劣るが、洪水地帯の下ビルマに適している。その作付の80%は Pegu Division に集中している。

の例であろうが、計画の効
果的な実施にはそのような
計画面でのより緻密な配慮
を必要としよう。
過去一〇年間の歩みは、
まさに福祉国家の建設、そ
れも社会的な公正、分配の
平等に重点をおいた経済体
制の変革に多くの努力を注
いだことを示しており、国
有化、ビルマ化、そして S
A C を中核とし P P C、P
W C などによる大衆の組織
化によって、一応社会主義
的体制が形作られた。これ
からはその体制の上に成長
を指向した経済建設への時
代へと入って行くこととな
らう。